

京都市告示第 145 号

平成29年3月31日京都市告示第667号（京都市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務の委託）の一部を次のように改めます（手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務委託の中止）。

平成29年 5月22日

京都市長 門川大作

氏名又は名称	住所	改正内容
ファッションクリーン ワールド	京都市中京区西ノ京内畑町24-7	取扱中止により削除
東山食糧品販売企業 組合 音羽米穀店	京都市山科区四ノ宮堂後町2	取扱中止により削除
山科まいづる本店	京都市山科区音羽野田町15-10	取扱中止により削除

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)